

## 資金調達と農地所有について

### 1. 概要

これまでのWG等における、資金調達や農地所有に関する農業関係者のご意見は、以下のとおり。

### 2. 詳細

#### 論点①. 非公開会社ではなく、公開会社が必要か

- 農業という産業自体のイメージを上げることで、投資家からの投資や優秀な人材の流入、民間企業の参入等により、産業として盛り上げられる。
- ガバナンス、コンプライアンス、透明性の観点からも上場企業が増えることは望ましい。
- 国内だけでなく海外とも、公平により競争ができる環境を整えることが大切。
- 農地所有適格法人は、実質的に上場が困難。マーケットから資金調達する際、農業者が総議決権の過半を占める要件により、資本政策の選択肢が限定されてしまう。

#### 論点②. 融資ではなく、出資が必要か

- 融資の際に必要な担保、保証を避けるため IPO したい気持ちもある。
- 日本の農産業では、アメリカやブラジルでは一般的な 100 億円規模の投資案件に対応できるファンドがない。
- スーパー L 資金を借りられるならファイナンスは困りようがないが、農業は投資商品としてもっと理にかなったものにできる。資本市場に存在する資金を調達するという在り方のほうが、補助金で支えるよりも産業として健全。

#### 論点③. リースではなく、所有が必要か

(貸しはがしリスクの回避)

- 農業開発公社が所有する農地を借りる場合、1年の利用権設定しかできないような形になっており、別の者が当該農地を購入するという話になると返却しなければならない。(石川県)

- 途中で返せと言われることはめったにないが、地主から返せと言われて返さないとうわさが広まり、他からも借りられなくなる恐れがある。  
(群馬県)
- 自分の農地の周辺に大企業が参入し、農地を自分より高く借りるという条件を提示するなど、貸しはがしのリスクがある。リスクヘッジのため一部所有を選択している。(山形県)

(売買を条件とする権利移転のニーズ)

- 高齢の農家から買い取って欲しいとの声がある。基本的に農地利用の交渉時には地主から買取りを前提に話をされる。所有をしないと不義理になり、悪評判が広がることにもなる。(青森県)
- 地権者から買い取り要請を受け、買うことがある。通常、買って所有権を取得することはないが、その地権者が遠方に住んでおり、相続人もいないという場合には所有する必要がある。(滋賀県)

(中長期的観点からの経済合理性)

- 新潟では農地の値段が下がっている。10a当たり20~30万円、リース料は年間2万円弱なので、10年でペイするのであれば買って所有しようという判断もある。(新潟県)
- 10a当たりのリース料が年間1~2万円に対して、購入価格は10万円。5~10年間で回収可能。(青森県)

以上